

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月22日

京都市長 門川 大作

京都市規則第57号

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を次のように改正する。

第18条に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 建築基準法第85条第1項に規定する応急仮設建築物
- (2) 建築基準法第85条第2項に規定する応急仮設建築物又は仮設建築物
- (3) 建築基準法第85条第5項の規定による許可を受けて建築される同項に規定する仮設建築物

第19条に次の2項を加える。

- 3 条例第36条第1項に規定する計画書及び同条第3項に規定する届出書の部数は、正本1部及び副本1部とする。
- 4 市長は、前項の計画書又は届出書の提出があったときは、当該計画書又は届出書の副本に届出済印を押印して、当該計画書又は届出書を提出した者に返付する。

第20条の見出し中「届出」を「建築物排出量削減計画書の変更に係る届出」に改め、同条各号列記以外の部分中「に掲げる」を「の各号のいずれにも該当する」に改める。

第21条に次の2項を加える。

- 2 前項の届出書の部数は、正本1部及び副本1部とする。
- 3 第19条第4項の規定は、第1項の届出書について準用する。

第24条に次のただし書を加える。

ただし、条例第6章の規定の施行に関し必要な事項は、都市計画局建築技術担当局長が定める。

第24条を第34条とする。

第23条中「第6号様式」を「第13号様式」に改め、同条を第33条とする。

第22条の次に次の10条を加える。

(特定建築物における地域産木材の利用量)

第23条 条例第40条に規定する別に定める量は、特定建築物の居室（建築基準法第2

条第4号に規定する居室をいう。以下同じ。)のうち、次に掲げる居室以外のものの床面積の平方根の合計に100分の1平方メートルを乗じて得た量とする。

(1) 建築基準法第2条第2号に規定する特殊建築物の居室であつて、建築基準法施行令第129条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定により当該居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを同条第1項第2号に掲げる仕上げとしなければならないもの

(2) 木材をその建築の材料として利用することが機能上又は衛生上適当でないと市長が認める居室

(特定建築物に利用する地域産木材)

第24条 条例第40条に規定する別に定める地域産木材は、次に掲げるものとする。

(1) 本市の区域内の森林において産出された木材（これを製材し、又は加工したものを含む。以下同じ。）のうち、市長が指定する機関の登録を受けた者が供給するもの

(2) 京都府の区域内の森林において産出された木材として、市長が指定する機関の認証を受けた木材

(3) 前2号に掲げるもののほか、地域産木材として市長が認めるもの

2 前項第1号及び第2号の市長が指定する機関は、告示する。

(特定建築物等に設置すべき再生可能エネルギー利用設備の基準)

第25条 条例第41条に規定する別に定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 次のいずれかの設備であること。

ア 太陽光発電設備

イ 太陽熱利用設備

ウ バイオマス利用設備

エ 風力発電設備

オ 水力発電設備

カ 地熱発電設備

キ 次に掲げる事由により、アからカまでに掲げる設備を設置することができず、又は設置することによっては次号に掲げる熱量の再生可能エネルギーを利用することができない特定建築物及びその敷地にあつては、再生可能エネルギーを電力、熱等に変換せずに直接に利用する設備で、市長が認めるもの

(ア) 地形その他の自然条件

(イ) 周辺の建築物の構造, 配置その他のアからカまでに掲げる設備による再生可能エネルギーの利用に支障を生じさせる事由

(ウ) 工作物の形態及び意匠に係る法令の規定による制限

(2) 別に定める算出基準により熱量に換算して年間30,000メガジュール以上の再生可能エネルギーを利用することができること。

2 前項第2号の算出基準は, 告示する。

(地域産木材の利用及び再生可能エネルギー利用設備の設置に関する届出)

第26条 条例第42条第1項に規定する届出書は, 地域産木材利用及び再生可能エネルギー利用設備設置届(第6号様式)とする。

2 条例第42条第1項に規定する別に定める日は, 特定建築物の新築等に係る工事に着手する日から起算して21日前の日とする。

3 条例第42条第2項に規定する届出書は, 地域産木材利用及び再生可能エネルギー利用設備設置変更届(第7号様式)とする。

4 第1項及び前項の届出書の部数は, 正本1部及び副本1部とする。

5 第19条第4項の規定は, 第1項及び第3項の届出書について準用する。

(建築物環境配慮性能の表示をしなければならない販売の広告)

第27条 条例第46条第2項に規定する別に定める販売の広告は, 販売する特定建築物の全部又は一部の価格又は間取りが表示されている広告であって, 次のいずれかに該当するものとする。

(1) 新聞, 雑誌, ビラ, パンフレットその他これらに類する印刷物に掲載されるもの(当該広告の面積が62,370平方ミリメートル以下であるものを除く。)

(2) 電磁的記録(電子的方式, 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に記録される広告で, 次に掲げる方法によりなされるもの

ア インターネットを利用して閲覧に供する方法

イ 電子メールを送信する方法

ウ 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものを交付する方法

(建築物環境配慮性能の表示の届出)

第28条 条例第47条第1項に規定する届出書は, 建築物環境配慮性能表示届(第8号様式)とする。

2 条例第47条第2項に規定する届出書は、建築物環境配慮性能表示変更届（第9号様式）とする。

3 前2項の届出書の部数は、正本1部及び副本1部とする。

4 第19条第4項の規定は、第1項及び第2項の届出書について準用する。

（特定緑化建築物等の緑化）

第29条 条例第50条第1項の規定により緑化施設を設けなければならない建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以上とする。

2 条例第50条第1項に規定する別に定める改築は、同一敷地内にある建築物の全部を除却し、又は建築物が災害によって滅失した後に、引き続き当該敷地内に構造、規模及び用途が従前と著しく異ならない建築物を建築することとする。

3 条例第50条第1項の規定により設けなければならない緑化施設の面積は、別表に掲げる面積とする。

4 条例第50条第1項に規定する別に定める規模は、可動式の緑化のための施設に用いる容器の容量が100リットルである規模とする。

5 条例第50条第3項に規定する別に定める方法は、告示する。

（緑化計画書の提出）

第30条 条例第52条第1項に規定する緑化計画書の様式は、第10号様式とする。

2 条例第52条第1項に規定する別に定める日は、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知の日から起算して30日前の日とする。

3 条例第52条第2項に規定する届出書は、緑化計画変更届（第11号様式）とする。

4 第1項の緑化計画書及び前項の届出書の部数は、正本1部及び副本1部とする。

5 第19条第4項の規定は、第1項の緑化計画書及び第3項の届出書について準用する。

（緑化計画書の変更の届出を要しない軽微な変更）

第31条 条例第52条第2項ただし書に規定する別に定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 特定緑化建築物等の建築面積及び敷地面積の変更を伴わない変更

(2) 第29条第3項に規定する緑化施設の面積を減少させない変更

（特定緑化建築物等に係る工事の完了の届出）

第32条 条例第54条の規定による届出は、緑化施設及び太陽光発電装置工事完了届（第

1 2号様式) に、緑化施設に係る工事の完了後の特定緑化建築物等の状況を示す平面図及び写真を添えて行うものとする。

2 前項の緑化施設及び太陽光発電装置工事完了届の部数は、正本1部及び副本1部とする。

3 第19条第4項の規定は、第1項の緑化施設及び太陽光発電装置工事完了届について準用する。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第29条関係)

区 分	緑 化 施 設 の 面 積
地 上 部	次に掲げる算式により算定した面積のうち、いずれか小さい面積以上
	(1) $(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.15$ (2) $(\text{敷地面積} - \text{敷地面積} \times \text{法定建ぺい率} \times 0.8) \times 0.15$
建築物の屋上等	屋 上 面 積 の 2 0 パ ー セ ン ト 以 上

備考1 「地上部」とは、建築物の敷地のうち、当該建築物（建築基準法第2条第1項第1号に規定する屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）に限る。）の存する部分以外の部分をいう。

2 敷地面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第1号に定めるところによる。

3 建築面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第2号に定めるところによる。

4 「法定建ぺい率」とは、法令の規定により定められた建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度をいう。

5 「建築物の屋上等」とは、建築物の屋根の部分のうち、人が出入りすることができる部分（以下「屋上」という。）、外壁、ベランダ又はバルコニーをいう。

6 「屋上面積」とは、屋上のうち、建築物の管理に必要な施設の用途に供する部分の面積を除いた面積をいう。

第2号様式注1中「といたします」を「という」に改め、同様式注4中「除きます」を「除く」に改める。

第3号様式注1中「除きます」を「除く」に改める。

第6号様式中「第23条関係」を「第33条関係」に改め、同様式を第13号様式とす

る。

第5号様式の次に次の7様式を加える。

地域産木材利用及び再生可能エネルギー利用設備設置届

（ 宛 先 ） 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  電話 ー

京都市地球温暖化対策条例第42条第1項の規定により届け出ます。

特	名 称	
	所 在 地	
定	設 計 者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
		氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー
建 築 物	用 途	
	工 事 の 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築
	構 造	
	階 数	階
	敷 地 面 積	平方メートル
	高 さ	メートル
	建 築 面 積	平方メートル
	床 面 積 の 合 計	平方メートル（うち増築部分の面積      平方メートル）
	工 事 の 着 工 予 定 年 月 日	年                      月                      日
	工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年                      月                      日

注 該当する□には、レ印を記入してください。

(裏面)

利用する地域産木材に関する事項	京都市地球温暖化対策条例第40条の規定により利用しなければならない地域産木材の量		立方メートル
	利用する地域産木材の種類及び量	京都市地球温暖化対策条例施行規則第24条第1項第1号に規定するもの	立方メートル
		京都市地球温暖化対策条例施行規則第24条第1項第2号に規定するもの	立方メートル
		京都市地球温暖化対策条例施行規則第24条第1項第3号に規定するもの	立方メートル
		合 計	立方メートル
	地域産木材を利用する用途		
	当該特定建築物に利用する木材の合計量		立方メートル
設置する再生可能エネルギー利用設備に関する事項			利用することが可能な再生可能エネルギーの量
	再生可能エネルギー利用設備の種類	太陽光発電設備	メガジュール/年
		太陽熱利用設備	メガジュール/年
		バイオマス利用設備	メガジュール/年
		風力発電設備	メガジュール/年
		水力発電設備	メガジュール/年
		地熱発電設備	メガジュール/年
		再生可能エネルギーを電力、熱等に変換せずに直接に利用する設備の名称	メガジュール/年
			メガジュール/年
	合 計		メガジュール/年

注 利用する木材の量及び利用することが可能な再生可能エネルギーの量については、その算定根拠を明らかにした計算書を添付してください。



第7号様式（第26条関係）

地域産木材利用及び再生可能エネルギー利用設備設置変更届

(宛先) 京都市長	年 月 日
届出者の住所（法人にあつては、主たる事務所 の所在地）	届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代 表者名）   電話 ー

京都市地球温暖化対策条例第42条第2項の規定により届け出ます。		
特定建築物	名 称	
	所 在 地	
変更の内容	変更する事項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

第8号様式（第28条関係）

1 工事現場表示用

建築物環境配慮性能表示届

（ 宛 先 ） 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）
	電話 ー

京都市地球温暖化対策条例第47条第1項の規定により届け出ます。		
特定建築物	名 称	
	所 在 地	
建築物排出量削減計画書の 受付番号		年度 第 号
工 事 の 着 工 年 月 日		年 月 日
工 事 の 完 了 予 定 年 月 日		年 月 日
表 示 を し た 年 月 日		年 月 日
表 示 を し た 場 所		

2 販売広告用

建築物環境配慮性能表示届

( 宛 先 ) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名)  電話 ー

京都市地球温暖化対策条例第47条第1項の規定により届け出ます。	
特定建築物	名 称
	所 在 地
建築物排出量削減計画書の 受付番号	年 度 第 号
表示をした年月日	年 月 日
表示をした広告の媒体の種類	

第9号様式（第28条関係）

1 工事現場表示用

建築物環境配慮性能表示変更届

( 宛 先 ) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）  電話 ー

京都市地球温暖化対策条例第47条第2項の規定により届け出ます。	
特定建築物	名 称
	所 在 地
建築物排出量削減計画書の 受付番号	年 度 第 号
表示を変更した年月日	年 月 日
変更後の表示をした場所	
変 更 の 理 由	

2 販売広告用

建築物環境配慮性能表示変更届

( 宛 先 ) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名)  電話 ー

京都市地球温暖化対策条例第47条第2項の規定により届け出ます。	
特定建築物	名 称
	所 在 地
建築物排出量削減計画書の 受付番号	年度 第 号
表示を変更した年月日	年 月 日
変更後の表示をした広告の 媒体の種類	
変 更 の 理 由	

第10号様式（第30条関係）

緑化計画書

（ 宛 先 ） 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）  電話 ー

京都市地球温暖化対策条例第52条第1項の規定により届け出ます。					
建築物	名 称				
	所在地				
建築物の用途		建築の種別		<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 改築
緑化施設及び太陽光発電装置に係る工事の着手予定年月日		年 月 日	緑化施設及び太陽光発電装置に係る工事の完了予定年月日		年 月 日
法定建ぺい率	パーセント	敷地面積	平方メートル	建築面積	平方メートル
利用することが可能な屋上の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	屋上面積	平方メートル		
緑化施設の面積	樹木	地被植物 (芝生を含む。)	花壇	付属施設	合計
	地上部	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	建築物の屋上等				
太陽光発電装置の面積					
合計					

- 注1 該当する口には、レ印を記入してください。
- 「法定建ぺい率」とは、法令の規定により定められた建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度をいいます。
  - 「屋上面積」とは、建築物の屋根の部分のうち、人が出入りすることができる部分（以下「屋上」という。）のうち、建築物の管理に必要な施設の用途に供する部分の面積を除いた面積をいいます。
  - 緑化施設及び太陽光発電装置の面積は、小数点以下2位未満の端数を四捨五入して小数点以下1位までとしてください。
  - 「地上部」とは、建築物の敷地のうち、当該建築物（建築基準法第2条第1項第1号に規定する屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）に限る。）の存する部分以外の部分をいいます。
  - 「建築物の屋上等」とは、屋上、外壁、ベランダ又はバルコニーをいいます。
  - 「付属施設」とは、植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木に付属して設けられる園路、土留めその他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいいます。

第11号様式（第30条関係）

緑化計画変更届

(宛先) 京都市長	年 月 日
届出者の住所（法人にあつては、主たる事務所 の所在地）	届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代 表者名）  電話 ー

京都市地球温暖化対策条例第52条第2項の規定により届け出ます。		
建築物	名称	
	所在地	
変更の内容	変更する事項	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		

注 この届出書に添付する変更後の緑化計画書は、変更前の緑化計画書の変更が生じた箇所の上に、変更後の内容を朱書きしたものでも差し支えありません。

第12号様式（第32条関係）

緑化施設及び太陽光発電装置工事完了届

(宛先) 京都市長	年 月 日
届出者の住所（法人にあつては、主たる事務所 の所在地）	届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代 表者名）  電話 ー

京都市地球温暖化対策条例第54条の規定により届け出ます。	
建築物	名称
	所在地
建築物の用途	
建築の種類別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築
敷地面積	平方メートル
建築面積	平方メートル
緑化施設及び太陽光発電装 置に係る工事の完了年月日	年 月 日

注 該当する□には、レ印を記入してください。



## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

### (適用区分)

2 この規則による改正後の京都市地球温暖化対策条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第18条の規定は、この規則の施行の日以後に改正後の規則第19条第1項に規定する日が到来する建築物について適用し、同日前に同項に規定する日が到来した建築物については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第20条の規定は、この規則の施行の日以後に建築物排出量削減計画書を提出する者について適用し、同日前に建築物排出量削減計画書を提出した者については、なお従前の例による。

### (経過措置)

4 京都市地球温暖化対策条例附則第4項後段に規定する別に定める日は、平成24年4月30日とする。

(環境政策局地球温暖化対策室)